

## □■養成所ニュースプラス第 15 号 2024□■

今週は台風 10 号により、多くの地域で被害が出ています。お住まいの地域や勤務先、利用者さんについても、もう一度、ハザードマップで土砂災害警戒区域、浸水想定区域を確認してください。

明日で 8 月は終わり、暦は 9 月に移ります。国家試験に向けて気持ちも時間の使い方も切り替えていきましょう。

今週の Plus Column も 36 期生にむけて 2 学期レポート作成のポイント、後半の 3 科目をお伝えします。

Plus Quiz は「現代社会と福祉」（現、社会福祉の原理と政策）から「男女雇用機会均等政策」を取りあげます。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみましょう。

### ■Plus Quiz ・ ・ ・ ・ ・

【第 35 回問題 31】男女雇用機会均等政策に関する次の記述のうち、最も適切なものを 1 つ選びなさい。

1. 常時雇用する労働者数が 101 人以上の事業主は、女性の活躍に関する一般事業主行動計画を策定することが望ましいとされている。
2. セクシュアルハラスメントを防止するために、事業主には雇用管理上の措置義務が課されている。
3. 総合職の労働者を募集・採用する場合は、理由のいかんを問わず、全国転勤を要件とすることは差し支えないとされている。
4. 育児休業を取得できるのは、期間の定めのない労働契約を結んだフルタイム勤務の労働者に限られている。
5. 女性労働者が出産した場合、その配偶者である男性労働者は育児休業を取得することが義務づけられている。

正答と解説は最後に記載してあります。

### ■Yoseijo Info ・ ・ ・ ・ ・

- ・ (35-36 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ  
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。  
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

※本養成所受講認定基準を満たす支給希望者には、10 月末日付けで、支給申請書類一式を発送いたします。

お手元への到着は 11 月上旬頃の予定です。今しばらくお待ちください。

- ・ 受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。  
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

### ■Test Info ・ ・ ・ ・ ・

国家試験に関する情報をお届けします

- ・ 第 37 回国家試験は、令和 7 年 2 月 2 日（日）です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1348673&c=3246&d=99c7>

※試験時間、試験科目（午前・午後の内訳）が公開されました。

- ・ 第 37 回社会福祉士国家試験『受験の手引』請求窓口が開設されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1348674&c=3246&d=99c7>

※上記 URL にアクセスし「3 申し込み手続き方法」を確認してください。

- ・ 第 37 回国家試験から適用する社会福祉士国家試験合格基準並びに総試験時間数が公表されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1348675&c=3246&d=99c7>

- ・ 日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1348676&c=3246&d=99c7>

※締め切り間近ですので、検討されている方は早急にご確認ください。

## ■Plus Info . . . . .

その他の情報をお届けします

- ・ 日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1348677&c=3246&d=99c7>

## ■Back Number . . . . .

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1348678&c=3246&d=99c7>

## ■Plus Column . . . . .

### 【レポート作成講座第5号／2学期レポート作成のポイント2】

皆さんからレポート作成にあたり、テキスト以外の参考文献を教えてくださいという意見をもらいました。「社会福祉調査の基礎」ではテキスト以外の参考文献を受講の手引 49 ページで紹介していますが、多くの科目では、まずはテキストにあたるように該当部分を示しています。

情報として不足する場合は、テキストの節ごとに示されている参考文献にあたったり、課題の用語を他の科目のテキストの索引で調べ、別の著者が書いている部分を読んだり、用語を検索して、文献や論文にあたる等の方法があります。ただ、匿名のブログや出典が書かれていないものは信頼できる情報源とはいえないので気を付けてください。

前置きが長くなりました。今週は相談系の3科目について確認します。

「ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）」は作成のポイントが多く示されています。ポイントを整理してから「考察すること」を書き出します。また、この課題は、「具体的な現代社会の生活問題」を事例として取りあげて述べることを求めています。

「ソーシャルワークの理論と方法2」では「レポート作成のポイント」に手順が示されています。また、事例を用いても良いとしていますので、事例の説明は全体の構成を考えて、書きすぎないように気を付けましょう。この点は他の科目も同様です。

「ソーシャルワーク演習（専門）1」の課題は、具体的にスクーリングで取り上げたクラスもあったと思います。その体験を「レポート作成のポイント」をふまえ言葉にしてみましょう。感想文にならないように根拠を示して述べてください。

次回は、スクーリング会場での皆さんの声やご協力いただいたアンケート結果についてお伝えします。

※科目名については、丸数字が文字化けするため算用数字で記載しています。

### 【Plus Quiz . . . . . 正答と解説】

男女雇用機会均等政策は、「男女雇用機会均等法」「労働施策総合推進法」「パートタイム・有期雇用労働法」「育児・介護休業法」等を根拠に進められます。労働者や事業主等から相談が寄せられ、必要に応じて、各都道府県労働局が是正指導を行います。2023（令和5）年度の是正指導件数は前年度から増加しており、施策の推進が求められます。

社会情勢に伴いこれらの法律は改正も多く、例えば育児・介護休業法では、この10年間で5回の改正が行われています。職業と家庭の両立支援が喫緊の課題であることが理解できます。厚労省のWebサイト「育児・休業法について」にもわかりやすいリーフレットや動画があります。現行制度を確実につかむ参考にしてください。

この科目でも新たに加わったり、表現が変わった項目がありますが、過去問で対策が可能な内容です。出題基準において「小項目」は、試験問題の出題範囲を示す「中項目」を例示する関係にあります。わかりづらい「小項目」を確認すると、より丁寧な準備になります。

1. ×101人以上の事業主は、「女性活躍推進法」第8条で一般事業主行動計画の策定を義務付けられています。2022（令和4）年に301人以上であったのが101人以上に拡大されました。
2. ○事業主は「男女雇用機会均等法」第11条で、セクシャルハラスメントに対し雇用管理上の措置が義務付けられて

います。同法第 11 条の 3 では、マタニティハラスメントについても同様に規定しています。パワーハラスメントに関する事業主が講ずべき措置は、「労働施策総合推進法」に規定されています。

3. ×「男女雇用機会均等法」第 7 条では、すべての労働者の募集、採用、昇進、職種の変更するときに、合理的な理由なく転勤要件を設けることを「間接差別」として禁止しています。

4. ×「育児・介護事業法」第 1 条で労働者は「日々雇用される者を除く」と定義されています。無期雇用契約を結んだフルタイム勤務の労働者に限られません。有期契約労働者は、子が 1 歳 6 か月に達する日までに労働契約が満了しないことが明らかなことが取得条件となります。

5. ×このような規定はありません。「育児・介護休業法」第 5 条で育児休業の申出は原則「1 歳未満の子を養育する労働者」が事業主に申し出ることができると規定しています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus